湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定の申合せ事項

この申合せ事項は、「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づき、職員の相互派遣に関する必要事項等を定める。

（派遣対象職員）

第１条　協定書第２条による派遣対象職員は、湘南市町の市役所・町役場に勤務する職員とする。

ただし、次の職員は除く。

（１）平常時において、現在の勤務地まで自転車で通勤した場合の所要時間が１時間未満の職員

（２）係長クラス以上の職員

（３）消防、医療を担当する所属の職員

（４）災害対策本部事務局要員

（派遣対象職員の登録）

第２条　協定書第２条による派遣対象職員の指定は、派遣対象職員名簿への登載をもって行うものとし、派遣される避難所等の指定をあわせて行うものとする。

（業務内容）

第３条　協定書第２条による派遣対象職員は、あらかじめ指定された避難所等で避難所運営等の業務に従事する。

（派遣職員の服務）

第４条　協定書に基づく職員の派遣の取扱いについては、派遣を行う市町の定めるところによる。

（災害補償）

第５条　派遣対象職員が、避難所運営等の業務により死亡・負傷若しくは疾病にかかった場合及びその負傷・疾病により障害を有するに至った場合の本人又はその遺族に対する災害補償の取扱い事務は、派遣する市町が行う。

（資料の交換）

第６条　協定書第７条による情報や資料の交換は、年１回以上行う。なお、人事異動又は居住地の変更により派遣対象職員の指定に加除が生じたときは、速やかに指定先市町へ報告する。

（連絡責任者）

第７条　前条及び協定書第６条から第７条に規定する事項の連絡については、各市町の連絡責任者を通じて行う。

２　前項の連絡責任者は各市町の防災担当の課長等をもって充てる。

３　協定書及びこの申合せ事項を運用するために必要のある場合は、連絡責任者会議を開催することができる。

（防災訓練への参加）

第８条　湘南市町は、防災訓練等の実施に際して、派遣対象職員の参加を依頼できるものとし、依頼を受けた市町は、できる限り派遣対象職員の参加に配慮する。

（その他）

第９条　この申合せ事項に定めのない事項又はこの申合せ事項に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定する。

（適用）

第10条　この申合せ事項は、平成８年８月２１日から適用する。